

(写)

【資料4—1】

大市民消費第41号
令和3年6月28日

大阪市消費者保護審議会
会長 武田 邦宣 様

大阪市長 松井 一郎
(担当:大阪市消費者センター)

公印

大阪市消費者教育推進計画の策定について(諮問)

標題について、大阪市消費者保護条例第33条第2項第3号の規定に基づき、下記のとおり諮問いたしますので、ご審議のうえ答申賜りますようお願いいたします。

記

1 諮問事項

大阪市消費者教育推進計画の策定について

2 諮問趣旨

消費者を取り巻く環境は、インターネットなど高度情報通信社会の発展、高齢化・独居化の進行、グローバル化の進展など大きく変化しており、それに伴い消費者トラブルや消費者被害は一層多様化・深刻化しています。被害に遭う高齢者が後を絶たないほか、スマートフォンの急速な普及に伴い、若年者を中心にSNSやオンラインゲームに関するトラブルが増加するなど、安全・安心を脅かす新たな課題も顕在化しています。

国において、平成24年に「消費者教育の推進に関する法律」が施行され、市町村は、国が策定する「消費者教育の推進に関する基本的な方針」及び都道府県の推進計画を踏まえ、市町村推進計画を定めるよう努めなければならないことが規定されました。平成25年には、消費者教育推進に関する基本的な方針が策定され、誰もがどこに住んでいても、生涯を通じて、様々な場で、消費者教育を受けることができる機会を提供するためには、消費者教育を体系的、総合的に推進することが必要であり、幅広い担い手(地方公共団体、消費者、消費者団体、事業者、事業者団体等)にとつての指針と位置付けられました。

こうした状況のもと、令和4年4月から改正民法により成年年齢が引き下げられる予定であり、若年者への消費者教育の必要性が一層高まっています。

今後、本市の消費者行政をさらに充実していくためには、関係所属や他の機関、消費者団体等と連携しながら消費者教育を総合的に推進していくことが必要であり、本市として新たに消費者教育推進計画を策定したいと考えております。

つきましては、これまでの市の取組みを体系的に整理するとともに、「消費者教育の推進に関する法律」の趣旨と「大阪市消費者保護条例」の理念を踏まえた消費者教育を総合的かつ一体的に推進していくため、本市の実情に即した実効性のある新たな「大阪市消費者教育推進計画」の策定について、貴審議会でのご審議をお願いするものです。

3 答申希望時期

令和5年1月末